

租税訴訟学会会員各位  
実務家・研究者各位  
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会  
会 長 山 田 二 郎  
副会長 山 本 守 之  
(研究・提言担当)

## 第 24 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第 24 回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

### 記

- 1 日 時 2009 年 4 月 27 日 (月) 18 : 00 ~ 20 : 30  
※前半が発表、後半が討論となります。
- 2 場 所 中央大学駿河台記念館 281 号室  
〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台 3-11-5  
TEL : 03-3292-3111
- 3 テーマ 「誤った課税の是正方法のあり方について」  
行訴法の改正により義務付け訴訟が法定され、今回の行手法の改正により義務付け手続が法定されようとしている(改正法案が国会に係属中)。これらの新たな救済制度や手続的権利は、必然的に、誤った課税の是正のためにも利用されるものでなければならない。そこで、更正の請求の期限徒過後のその利用可能性について検討するとともに、現行法の更正の請求の手続についても、その問題点を検討し、誤った課税の是正のための制度のあり方について、改めて検討してみたい。
- 4 発表者 弁護士・立命館大学大学院教授 水 野 武 夫 氏
- 5 参加費 資料代 1, 0 0 0 円 (当日徴収)
- 6 共 催 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、  
日本税務会計学会 (東京税理士会)
- 7 協賛予定 第二東京弁護士会研修センター

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。

東京地方税理士会の認定研修となる予定です。